

イスラエル・パレスチナ情勢緊迫に伴う 外航貨物海上保険の取扱いについて

各種報道・記事にあるとおり、イスラエル・パレスチナ情勢が緊迫しています。パレスチナ暫定自治区のガザ地区を実効支配するイスラム組織ハマスと、イスラエルの軍事衝突は、今後も悪化の懸念が高まっています。本号では情勢の最新情報と、外航貨物海上保険で特に留意すべきポイントをご案内します。

1. イスラエル・パレスチナの状況

- パレスチナは、1948年のイスラエル建国とその後の中東戦争、それに内部の対立を経てヨルダン川西岸地区とガザ地区に分断されています。
- このうちガザ地区は、イスラム組織「ハマス」が実行支配しており、ハマスを敵視するイスラエルによる経済封鎖が続いているほか、軍事衝突で多くの民間人が犠牲となってきました。
- 2023年10月7日、突如ハマスによるロケット攻撃が行われ、これに対しイスラエルの報復作戦も開始したことで、大規模な軍事衝突が発生しています。
- イスラエル中心部に駐在していた当社職員によると、近隣にミサイルの着弾があるなど、一般人が危険を感じるような緊迫した状況となっています。



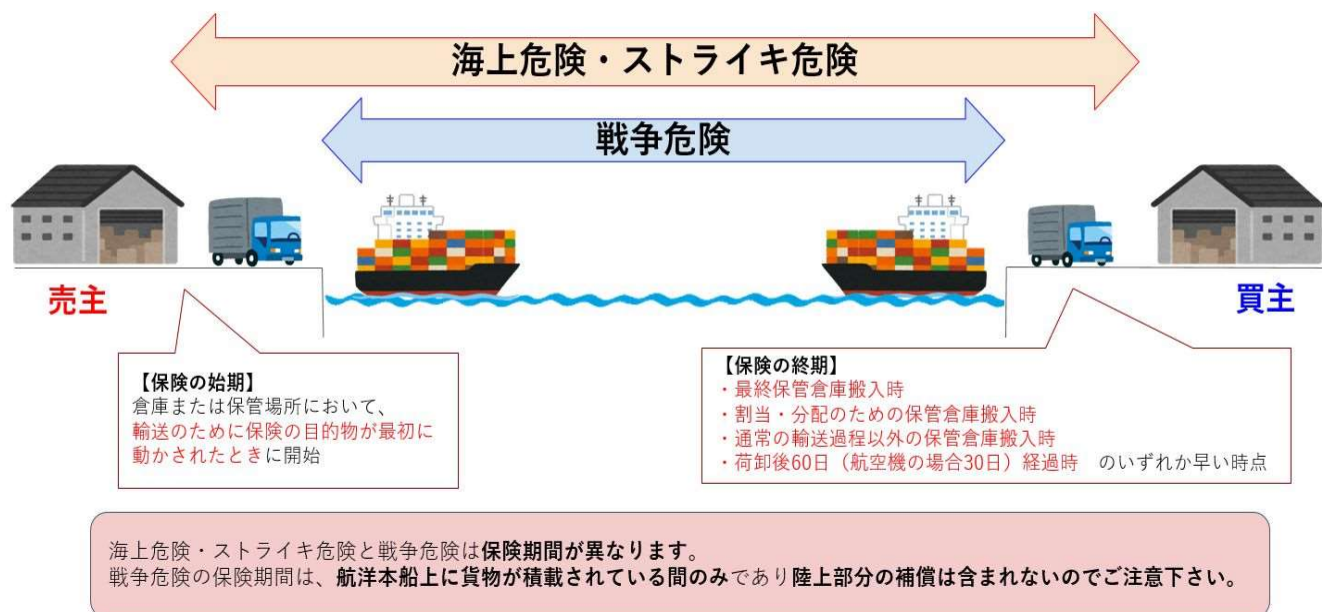
- イスラエル軍がガザ地区に激しい空爆を続ける一方、ハマス側も多数のロケット弾を発射するなど双方の攻撃は激しさを増しています。
- イスラエルのガラント国防相は「われわれは攻撃を空から始めていて、今後は地上からも攻撃をすだろう」と述べて、地上での侵攻に向けて準備していることを示唆しました。

(NHK 国際ニュースナビ より)

このような状況において想定される、戦争・ストライキ危険による貨物への損害や、海上ルートの航行制限による輸送の遅延に対する外航貨物海上保険の取扱いについて、次のとおりご案内します。

なお、それぞれの保険の有無責は、発生した事象ならびに実際のお引受け内容をもとに個別に判断させていただくこととなりますのでご注意ください。

2. 外航貨物海上保険における保険期間の取扱いについて



(1) 海上危険・ストライキ危険

- 2009年協会貨物約款 (Institute Cargo Clauses、以下ICC) および協会ストライキ約款 (Institute Strikes Clauses、以下ISC) を適用する契約では、保険期間の取り扱いは輸送条項 (Transit Clause) で定められており、貨物が通常の輸送過程にある間継続しますが、次の①から③までのいずれかが最初に起きた時に保険は終了します。

- ① 通常の輸送過程以外の保管のため、または仕分け・分配のため倉庫もしくは保管場所において、輸送用具からの荷卸しが終了した時
- ② 通常の輸送過程以外の保管のため、輸送用具またはコンテナを使用することを選んだ時
- ③ 最終荷卸港における貨物の航洋船舶 (航空機) からの荷卸完了後60日 (航空機の場合は30日) を経過した時

- また、被保険者が支配できない遅延、一切の離路、やむを得ない荷卸し、再積込または積替の期間中および運送契約によって運送人に与えられた自由裁量権の行使から生じる一切の危険の変更の期間中、保険は有効に存続する (ただし、上記③の規定にしたがう) と規定されています。

- イスラエル・パレスチナの情勢によって、最終仕向地への輸送ルートの変更、仕向港への制限等の理由で、通常の輸送過程であっても、輸送が遅延する状態に陥る可能性があります。その場合でも保険は有効に存続しますが、最終荷卸港における荷卸完了後60日(航空機の場合は30日)を経過すると保険は終了しますのでご注意ください。
- 昨今の情勢を踏まえ、皆さまの物流に変化が生じている場合は、取扱代理店または当社営業社員までご相談ください。

(2)戦争危険

- 2009年協会戦争約款(Institute War Clauses、以下IWC)の保険期間は、原則として貨物が航洋本船に積み込まれてから荷卸しされるまでの「貨物が海上にある間」が保険期間とされ、貨物が陸上にある間は戦争危険はカバーされません。戦争保険の保険期間は次のとおりです。

保険始期: 航洋船舶に積込まれた時

保険終期: 最終荷卸港において航洋船舶から荷卸された時、
または航洋船舶が最終荷卸港に到着して15日が経過した時、
のいずれか早い時

- 積替港における期間: 中間港において他の航洋船舶に積替えられ継搬される場合には、そこに到着して15日経過した時に一旦終了し、継搬後に積込まれた時に再開します。
※浮遊しているかまたは水面下に沈んでいる機雷および遺棄魚雷の危険は、積込み・荷卸しに使用される舢舨上にある間(荷卸後60日が限度)も補償の対象になります。

例) 敵勢力に対して発射されたミサイルで、洋上を航行中の船舶に積載された貨物に損害が発生した場合、IWCに基づき保険金をお支払いします。(ただし、保険金をお支払いしない事由(免責事由)に該当する場合は除きます。)

(3) 運送契約の打ち切り、航海の変更がある場合

- 運送契約が打切られた場合、また、航海の変更(被保険者が仕向地を変更する)がある場合は、遅滞なくその旨を保険会社へ通知することが約款上規定されています。(海上危険・ストライキ危険・戦争危険共通)
- その時点の状況を踏まえて、保険条件および保険料率を改めて協議させていただきますので、当社までご通知ください。

3. 外航貨物海上保険におけるその他の取扱いについて

(1) 遅延による損害

- 遅延が、2009年ICC、ISCおよびIWCにおける担保危険によって生じた場合でも、遅延によって生じる滅失、損傷または費用(共同海損によって支払われる費用を除きます)は保険の対象とはなりませんのでご注意ください。

(2) 戦争・ストライキ危険料率

- 現時点でイスラエルやその周辺各国を発着する貨物に適用する戦争・ストライキ危険料率に変更はありません(2023年10月16日現在)。戦争・ストライキ危険料率に変更になる場合は、最新の「貨物戦争・ストライキ保険料率表」を速やかにご案内します。
- 料率の変動は一例として次の要素などに対するリスク評価で行われます。

- ✓ 軍事衝突(侵攻)による貨物輸送への攻撃・拘束・妨害等の発生実績の有無および可能性
- ✓ 上記影響がおよぶ地域やその範囲

現時点で、海上保険の主流であるロンドンマーケットでも状況を注視しており、方針が変わる場合には、速やかにご案内します。